

資料

大気汚染

○大気汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること

○有害大気汚染物質及びダイオキシン類に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

○微小粒子状物質に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

○大気の汚染に係る規制措置

工場や事業場から発生するばい煙に含まれる大気汚染物質や粉じんについては、「大気汚染防止法」や「岐阜県公害防止条例」で規制されています。

(ア) 硫黄酸化物

各工場の硫黄酸化物の許容排出量（規制基準）は、下記の拡散理論式によって求められます。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (Nm³/h)

K : 政令で定める地域ごとの値 (土岐市 11.5)

H e : 補正された排出口の高さ (m)

(イ) 窒素酸化物

排出基準は、施設ごと、排出ガス量別に決められています。(排出口濃度規制)

例えば、窯業製品(陶磁器)製造用焼成炉での、バーナーの燃焼能力が時間当たり 50L 以上の窯については、窒素酸化物の規制値は 180ppm となっています。(第 5 次規制)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C: 窒素酸化物の量 (ppm)
 O_n: 各施設について定められた値
 O_s: 排ガス中の酸素濃度 (上限 20%)
 C_s: JIS で測定された窒素酸化物量 (ppm)

(ウ) ばいじん

ばいじんの排出規制は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度を規制しています。

(エ) 有害物質

カドミウム・塩素・弗素・鉛及びそれらの化合物などの物質を有害物質といい、その排出基準は、施設ごとに環境濃度と排出濃度の間の希釈率、処理技術のレベル等を考慮し定められています。

・ 大気汚染防止法

(単位 mg/Nm³)

有害物質名	施設名	排出基準
カドミウム及びその化合物	・ ガラス製造炉 ・ 銅・鉛・亜鉛の精錬炉 ・ カドミウム製造の乾燥施設	1.0
塩素	・ 塩素にかかる製造、化学反応の施設	30
塩化水素	・ 塩素にかかる製造、化学反応の施設	80
塩化水素	・ 廃棄物焼却炉	700
弗素・弗化水素及び弗化珪素	・ ガラス製造炉 ・ アルミニウム製錬炉 ・ 燐・燐酸等の製造炉、施設 ・ 弗酸製造施設	1.0~20
鉛及びその化合物	・ ガラス製造炉 ・ 銅・鉛・亜鉛等の炉 ・ 鉛にかかる製造、加工の施設	10~30

・ 岐阜県公害防止条例

(単位 mg/Nm³)

有害物質名	施設名	排出基準
亜鉛及びその化合物	・ 反応炉 (活性炭の製造)	亜鉛 20.0
硫化水素	・ 製膜施設 (セロファン製造) ・ 蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設 (パルプ製造)	75.0

(オ) 一般粉じん

一定規模以上のコークス炉・たい積場など施設について、防じん・集じん機の設置等構造・管理基準が適用されます。

(カ) 特定粉じん (アスベスト)

一定規模以上の解綿用機械、混合機など特定粉じん施設に対し、敷地境界における濃度規制を行っています。また、「特定粉じん排出等作業」を指定し、作業基準を設け規制しています。

水質汚濁

○生活環境の保全に関する環境基準（河川の部）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量	溶存酸素量	大腸菌群数
		(pH)	(BOD)	(SS)	(DO)	(Coli)
AA	ろ過等による簡易な浄水操作で水道水に利用	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	沈殿ろ過等による通常の浄水操作で水道水に利用 ヤマ・イワ等の水産生物用	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	前処理等を伴う高度の浄水操作で水道水に利用 サケ・マス等の水産生物用	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	沈殿等による通常の浄水操作で工業用水に利用 コイ・フナ等の水産生物用	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	薬品注入等による高度の浄水操作で工業用水・農業用水に利用	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	特殊の浄水操作で工業用水に利用 日常生活で不快感を感じない程度	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

○人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	
	公共用水域	地 下 水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
ヒ 素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
P C B	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
クロロエチレン		0.002mg/L 以下
1・2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1・1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1・2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下
1・1・1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1・3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セ レ ン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下

○生活環境項目に係る排水基準

() 内 日間平均 (排水量 50m³ 以上の工場に適用)

項 目	許容限度	項 目	許容限度
P H	5.8~8.6	銅	3 mg/L
B O D	160(120)mg/L	亜鉛	2 mg/L
C O D	160(120)mg/L	溶解性鉄	10 mg/L
S S	200(150)mg/L	溶解性マンガン	10 mg/L
鉱油類含有量	5mg/L	クロム	2 mg/L
動植物油脂類含有量	30mg/L	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
フェノール類含有量	5mg/L	窒素含有量	120(60) mg/L
		燐含有量	16(8) mg/L

(排水基準を定める省令)

岐阜県では、「水質汚濁防止法」の基準より厳しい排水基準(上乘せ基準)や、事業所の規制対象を広げ(横だし基準)しています。

・上乘せ基準(抜粋)

() 内 日間平均

特定施設	B O D (mg/L)	S S (mg/L)	動植物油脂 類含有量 (mg/L)	フェノール類 含有量 (mg/L)	排水基準 適用工場
公共下水道処理区域内 の各特定施設	25 (20)	90 (70)	5	0.5	排水量 50 m ³ 以上の工場
窯業原料製造業 (釉薬を含む)で法該当 施設を有するもの					排水量 10 m ³ 以上の工場
し尿処理施設 (501人以上)	40 (30)				すべてのもの
無機顔料製造業の 用に供する施設	30 (20)	90 (70)	5	0.5	排水量 30 m ³ 以上の工場
砂利採取業の用に供す る水洗式分別施設					すべてのもの

(水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例)

・横出し基準(抜粋)

() 内 日間平均

特定施設	P H	B O D (mg/L)	S S (mg/L)	鉱物油脂 類含有量	排水基準 適用工場
スプレー式施釉施設	5.8~8.6	50(30)	250(200)		排水量 10 m ³ 以上の工場
段ボール製造業の用に 供するのり付け施設	5.8~8.6	160(120)	200(150)	5	すべてのもの
車体洗浄施設 部品洗浄施設・給油所	5.8~8.6	160(120)	200(150)	20	排水量 50 m ³ 以上の工場

(岐阜県公害防止条例)

○人の健康に係る排出基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機リン化合物（パラチオン・メチルパラチオン・メチルメトン及びEPNに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1・2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1・1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1・1・1-トリクロロエタン	3mg/L
1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/L
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/L
アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1・4-ジオキサン	0.5mg/L

（排水基準を定める省令）

悪臭

○ 臭気強度と悪臭物質濃度

臭気濃度	0	1	2	3	4	5
においの程度	無臭	やっと感知できるにおい	何のにおいであるかがわかる弱いにおい	らくに感知できるにおい	強いにおい	強烈なにおい

(単位：ppm)

臭気強度	2.5	3	3.5
悪臭物質名			
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	2×10
酢酸エチル	3	7	2×10
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	1×10	3×10	6×10
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

○工場・事業場等の敷地境界線の地表における規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	臭い	規制基準
アンモニア	し尿のようなにおい	1
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	0.002
硫化水素	腐った卵のようなにおい	0.02
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	0.01
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	0.009
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	0.005
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	0.05
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.009
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.009
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.003
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	0.9
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	3
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	1
トルエン	ガソリンのようなにおい	10
スチレン	都市ガスのようなにおい	0.4
キシレン	ガソリンのようなにおい	1
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	0.03
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	0.001
ノルマル吉草酸	むれた靴下のにおい	0.0009
イソ吉草酸	むれた靴下のにおい	0.001

○工場・事業場等の煙突等気体排出口における規制基準

特定悪臭物質	規制基準
アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	次の式により算出する左記の悪臭物質の種類ごとの流量とする。 $q = 0.108 \times H e^2 \times C_m$ q：流量（単位：Nm ³ /時） H e：補正された排出口の高さ（単位：m）＝有効煙突高 C _m ：敷地境界線の規制基準（単位：ppm） 上式は補正された排出口の高さが5m以上について適用する。

○工場・事業場等の排出水中における規制基準

特定悪臭物質	規制基準			
メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル 二硫化メチル	次の式により算出する左記の悪臭物質の種類ごとの濃度とする。 $C_{Lm} = k \times C_m$ C_{Lm} : 濃度 (単位 : mg/L) C_m : 敷地境界線の規制基準 (単位 : ppm)			
		k		
	特定悪臭物質	排出水量 0.001m ³ /s 以下	排出水量 0.001m ³ /s を 超え 0.1m ³ /s 以下	排出水量 0.1m ³ /s を超 える
	メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
	硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4	
二硫化メチル	63	14	2.9	

土壤汚染

○土壤汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機 燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
砒 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
総 水 銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1・2 - ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1・1 - ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
シス-1・2 - ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1・1・1 - トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1・1・2 - トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1・3 - ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セ レ ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること
1・4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること

・公害防止管理者等の設置を必要とする工場

特 定 工 場			特定工場が設置すべき公害防止管理者等		
区分	特定工場	特定工場の規模	公害防止管理者の種類	公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出ガス量 4 万 ³ m ³ N /時以上	大気関係第 1 種 公害防止管理者	常時使用する従業員が 21 人以上の工場に設置	排出ガス量 4 万 ³ m ³ N /時 以上でかつ排出 水量 1 万 m ³ /日 以上の工場に設 置
		排出ガス量 4 万 ³ m ³ N /時未満	大気関係第 2 種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排出ガス量 1 万 ³ m ³ N/時 以上の工場	排出ガス量 4 万 ³ m ³ N /時以上	大気関係第 3 種 公害防止管理者		
		排出ガス量 4 万 ³ m ³ N /時未満	大気関係第 4 種 公害防止管理者		
水質関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質関係第 1 種 公害防止管理者		
		排出水量 1 万 m ³ /日未満	水質関係第 2 種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排出水量 1 千 m ³ /日 以上の工場	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質関係第 3 種 公害防止管理者		
		排出水量 1 万 m ³ /日未満	水質関係第 4 種 公害防止管理者		
騒音関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー）を設置している工場	騒音関係 公害防止管理者			
一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場	一般粉じん関係 公害防止管理者			
特定粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん（石綿）発生施設を設置している工場	特定粉じん関係 公害防止管理者			
振動関係	振動規制法に基づく指定地域において液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー）を設置している工場	振動関係 公害防止管理者			
ダイキソ類関係	ダイキソ類対策特別措置法施行令別表第 1 第 1 号から第 4 号まで及び別表第 2 第 1 号から第 12 号までに掲げる施設を設置する工場	ダイキソ類関係 公害防止管理者			

(注) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、同施行令、同施行規則

騒音・振動

○騒音に係る環境基準

・一般地域

地域の類型		昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
AA	療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域	50 dB 以下	40 dB 以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域	60 dB 以下	50 dB 以下

・道路に面する地域

地域の区分	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

・幹線交通を担う道路に隣接する空間

昼間 (6～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
70 dB 以下	65 dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。	

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 | 15 m |
| (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 | 20 m |

○騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の種類	該 当 地 域
A	1 第1種騒音規制区域である地域 2 第2種騒音規制地域である地域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
B	第2種騒音規制地域である地域（A区域である地域を除く）
C	第3種騒音規制地域又は第4種騒音規制地域である地域

※ 騒音規制区域については、「騒音規制区域区分図」参照。

○指定地域内における自動車騒音の限度

	区 域 の 区 分	昼間（6～22時）	夜間（22時～6時）
1	A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

※ A、B及びC区域については「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」の地域類型と同じ。

○深夜営業に係る騒音の規制基準

深夜営業について、岐阜県公害防止条例でカラオケ装置等の使用制限等の内容が定められています。

1. 飲食店営業等に係る騒音の規制

午後10時から翌日の午前6時の間、営業所の敷地境界において、次の規制基準を超えてはならない。

2. 音響機器の使用制限

午後11時から翌日の午前6時までの間、音響機器を使用したり、使用させたりしてはならない。ただし、音が外部に漏れない場合は除く。

規制基準：第1・第2種区域全域

第3種区域の一部（病院等静穏を必要とする地区及び飲食店等の敷地）など。

区域区分	規制基準値
第1種区域	40 dB
第2種区域	45 dB
第3種区域	50 dB
第4種区域	60 dB

3. 利用者の義務

周辺の静穏を害する行為はしてはならない。また、店への出入り際にも十分注意すること。

○参考 騒音の大きさの例

120 dB	飛行機のエンジンの近く
110 dB	自動車のクラクション（前方 2m） リベット打ち
100 dB	電車が通るときのガードの下
90 dB	大声による独唱 騒々しい工場の中
80 dB	地下鉄の車内 電車の車内
70 dB	電話のベル（前方 1m） 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭
60 dB	静かな乗用車 普通の会話
50 dB	静かな事務所
40 dB	市内の深夜 図書館 静かな住宅の昼
30 dB	郊外の深夜 ささやき声
20 dB	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方 1m）

○振動規制法に基づく自動車振動の限度

区 分	該 当 区 域	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌日 8 時)
第 1 種区域	騒音規制法の第 1 種区域及び第 2 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	騒音規制法の第 3 種区域及び第 4 種区域	70 dB	65 dB

規制基準

騒音・振動の規制基準として、規制対象施設を設置する工場等の敷地境界における大きさの許容限度が次のとおり定められています。

騒音					振動		
	朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～6時		昼間 8時～19時	夜間 19時～翌日8時
第1種区域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB	第1種 (騒音規制法の第1種区域 及び第2種区域)	60 dB	55 dB
第2種区域	50 dB	60 dB	50 dB	45 dB			
第3種区域	60 dB	65 dB	60 dB	50 dB	第2種 (騒音規制法の第3種区域 及び第4種区域)	65 dB	60 dB
第4種区域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB			

騒音・振動に係る特定施設一覧

法・条例等の区分 特定施設名		騒 音		振 動
		騒音規制法	岐阜県公害防止条例	振動規制法
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上	—	—
	製管機械	すべてのもの	—	—
	ベンディングマシン	ロール式で原動機の定格出力が 3.75kw 以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上	—	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kw 以上	—	原動機の定格出力が 1kw 以上
	鍛造機	すべてのもの	—	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—	原動機の定格出力が 37.5kw 以上
	ブラスト	タンブラスト以外で密閉式を除く	—	—
	タンブラー	すべてのもの	—	—
	切断機	といしを用いるもの	—	—
	研磨機	—	原動機の定格出力の合計が 15kw 以上	—
空気圧縮機および送風機		原動機の定格出力が 7.5kw 以上	製材・木工場で原動機の定格出力の合計が 10kw 以上	圧縮機で原動機の定格出力が 7.5kw 以上
土石用・鉱物用の破碎機等		原動機の定格出力が 7.5kw 以上	—	原動機の定格出力が 7.5kw 以上
織機		原動機を用いるもの	—	原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	混練容量が 0.45 m ³ 以上(気泡コンクリートプラント除く)	—	—
	アスファルトプラント	混練重量が 200kg 以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	原動機の定格出力が 2.95kw 以上
	コンクリート管(柱)製造機械	—	—	原動機の定格出力が 10kw 以上

穀物用製粉機	ロール式で原動機の定格出力が 7.5kw 以上	—	—
木材加工機械	ドラムバッカー	すべてのもの	すべてのもの
	チップー	原動機の定格出力が 2.25kw 以上	原動機の定格出力が 2.2kw 以上
	砕木機	すべてのもの	—
	帯のご盤	原動機の定格出力が製材用は 15kw 以上、	—
	丸のご盤	木工用は 2.25kw 以上	—
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kw 以上	—
抄紙機	すべてのもの	—	—
印刷機械	原動機を用いるもの	—	原動機の定格出力が 2.2kw 以上
合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	—	すべてのもの
合成樹脂用粉碎機	—	原動機の定格出力が 3.75kw 以上	—
鋳造型機	シヨルト式のもの	—	シヨルト式のもの
ゴム練用又は合成樹脂用ロール機	—	—	カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が 30kw 以上
窯業焼成炉用バーナー	—	燃料能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上	—
燃糸機	—	原動機を用いるもの	—
紙工機械（コルゲーティングマシン）	—	原動機の定格出力が 7.5kw 以上	—
高速切断機	—	原動機の定格出力が 2.25kw 以上	—
走行クレーン	—	すべてのもの	—
クーリングタワー	—	原動機の定格出力が 0.75kw 以上	—
冷凍機	—	原動機の定格出力が 7.5kw 以上	—
タイル成型用プレス	—	すべてのもの	—

騒音関係の届出一覧

届出の種類	内容	手続きの根拠	期日	必要書類	添付書類	備考
特定施設設置届	設置する場合	法第6条 第1項	工事開始の30日 前まで	特定施設設置届出書(様式第 1) 騒音の防止の方法	特定施設の配置図 特定工場及びその附 近の見取り図	受理書(様式第5) の交付(後日)
特定施設使用届	指定地域の変更 特定施設の指定 のより既設の施設が特定施設になる 場合	法第7条 第1項	指定のあった日から 30日以内	特定施設使用届出書(様式第 2) 騒音の防止の方法	特定施設の配置図 特定工場及びその附 近の見取り図	受理書(様式第5) の交付(後日)
特定施設の種類の 数変更届	種類ごとの数を変更する場合	法第8条 第1項	工事開始の30日 前まで	特定施設の種類の数変更 届出書(様式第3)	特定施設の配置図 特定工場及びその附 近の見取り図	受理書(様式第5) の交付(後日)
騒音の防止の方 法変更届	騒音の防止の方法を変更する場合	法第8条 第1項	工事開始の30日 前まで	騒音の防止の方法変更届出書 (様式第4) 騒音の防止の方法	特定施設の配置図 特定工場及びその附 近の見取り図	受理書(様式第5) の交付(後日)
氏名等変更届	届出者の変更がある場合 工場又は事業場の名称及び所在地 の変更がある場合	法第10条	変更のあった日か ら30日以内	氏名等変更届出書(様式第6)		
特定施設使用全 廃届	届出施設の使用を全て廃止する場 合	法第10条	廃止から30日以 内	特定施設使用全廃届出書(様 式第7)		
承継届	譲り受け、借り受けのあった場合 相続・合併・分割のあった場合	法第11条 第3項	承継のあった日か ら30日以内	承継届出書(様式第8)		

特定施設の種類の数変更届は、特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類のに係る直近の届け出た数の2倍以内に増加する場合は届出不要

岐阜県公害防止条例の届出一覧

届出の種類	内容	手続き根拠	期日	必要書類	添付書類	備考
騒音に係る特定施設設置(使用)届	設置する場合	条例第48条第1項	工事開始の30日前まで	騒音に係る特定施設設置(使用)届出書(第8号様式) 騒音の防止の方法	特定施設の配置図 特定工場及びその附近の見取り図	受理書(第12号様式)の交付(後日)
騒音に係る特定施設設置(使用)届	既設の施設が特定施設に指定される場合	条例第49条第1項	指定のあった日から30日以内	騒音に係る特定施設設置(使用)届出書(第8号様式) 騒音の防止の方法	特定施設の配置図 特定工場及びその附近の見取り図	受理書(第12号様式)の交付(後日)
特定施設の種類の数変更届	種類ごとの数を変更する場合	条例第50条第1項	工事開始の30日前まで	特定施設の種類の数変更届出書(第9号様式)	特定施設の配置図 特定工場及びその附近の見取り図	受理書(第12号様式)の交付(後日)
騒音の防止の方法変更届	騒音の防止の方法を変更する場合	条例第50条第1項	工事開始の30日前まで	騒音の防止の方法変更届出書(第10号様式) 騒音の防止の方法	特定施設の配置図 特定工場及びその附近の見取り図	受理書(第12号様式)の交付(後日)
氏名等変更届	届出者の変更がある場合 工場又は事業場の名称及び所在地の変更がある場合	条例第53条	変更のあった日から30日以内	氏名(名称、住所、所在地等)変更届出書(第3号様式)		
騒音に係る特定施設使用廃止届	届出施設の使用を全て廃止する場合	条例第53条	廃止から30日以内	騒音に係る特定施設使用廃止届出書(第4号様式)		
承継届	譲り受け、又は借り受けた場合 相続又は合併があった場合	条例第53条	承継のあった日から30日以内	承継届出書(第5号様式)		
事業場内特定作業実施届	事業場内で特定作業を実施する場合	条例第56条第1項	開始の30日前まで	事業場内特定作業実施届出書(第11号様式) 騒音の防止の方法	当該特定建設作業の場所の附近の見取り図	

特定施設の種類の数変更届は、種類ごとの数を減少する場合及び直近に届け出た数の2倍以内に増加する場合は届出不要

事業場内特定作業実施届は、1. 板金又は製かん作業(厚さ0.5mm以上の金属板の加工をする事業場内の作業に限る)2. 鉄骨又は橋りょう組み立て作業(建築の現場の作業以外の作業であって事業場内のびょう打ちに限る)3. チェンソーを使用する作業(事業場内の作業に限る)

振動関係の届出一覧

届出の種類	内容	手続きの根拠	期日	必要書類	添付書類	備考
特定施設設置届	設置する場合	法第6条 第1項	工事開始の30日 前まで	特定施設設置届出書(様 式第1) 振動の防止の方法	特定施設の配置図 特定工場及びその附 近の見取り図	受理書(様式第5)の 交付(後日)
特定施設使用届	指定地域の変更 特定施設の指定により既設の 施設が特定施設になる場合	法第7条 第1項	指定のあった日か ら30日以内	特定施設使用届出書(様 式第2) 振動の防止の方法	特定施設の配置図 特定工場及びその附 近の見取り図	受理書(様式第5)の 交付(後日)
特定施設の種類及 び能力ごとの数の 変更届、 特定施設の使用の 方法変更届	特定施設の種類及び能力ごと の数の変更、 特定施設の使用の方法 を変更する場合	法第8条 第1項	工事開始の30日 前まで	特定施設の種類及び能力 ごとの数変更届出書、 特定施設の使用の方法 変更届出書(様式第3)	特定施設の配置図 特定工場及びその附 近の見取り図	受理書(様式第5) の交付(後日)
振動の防止の方法 変更届	振動の防止の方法を変更する 場合	法第8条 第1項	工事開始の30日 前まで	振動の防止の方法変更届 出書(様式第4) 振動の防止の方法	特定施設の配置図 特定工場及びその附 近の見取り図	受理書(様式第5) の交付(後日)
氏名等変更届	届出書の変更がある場合 工場又は事業場の名称及び所 在地の変更がある場合	法第10条	変更のあった日か ら30日以内	氏名等変更届出書(様式 第6)		
特定施設使用全廃 届	届出施設の使用を全て廃止す る場合	法第10条	変更のあった日か ら30日以内	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)		
承継届	譲り受け、又は借り受けた場合 相続・合併・分割のあった場合	法第11条 第3項	承継のあった日か ら30日以内	承継届出書(様式第8)		

特定施設の種類及び能力ごとの数の変更届は、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加させる場合に限る

特定施設の使用の方法変更届は、特定施設の使用開始時刻の繰下げ又は使用終了時刻の繰上げを伴う場合に限る

振動の防止の方法変更届は、振動の大きさが増加する場合に限る

騒音規制法に係る特定建設作業

1. 特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く）、 くい抜機、またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の原動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）、又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る）を使用する作業

2. 規制内容

	区域①	区域②
基準値	85dB	
作業時刻	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時
1日当りの作業時間	10時間/日以内	14時間/日以内
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	

注1 区域①とは、騒音規制法に基づく第一種、第二種、第三種区域、及び第四種区域のうち学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域

注2 区域②とは、規制区域のうち区域①以外の区域

注3 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注4 基準値を超えている場合、騒音防止の方法のみならず、1日の作業時間を規制時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告、又は命令できる

振動規制法に係る特定建設作業

1. 特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

2. 規制内容

	区域①	区域②
基準値	75dB	
作業時刻	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時
1日当りの作業時間	10時間／日以内	14時間／日以内
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	

注1 区域①とは、騒音規制法に基づく第一種、第二種、第三種区域、及び第四種区域のうち学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域

注2 区域②とは、規制区域のうち区域①以外の区域

注3 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注4 基準値を超えている場合、振動防止の方法のみならず、1日の作業時間を規制時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告、又は命令できる

ごみ処理手数料

本市では、行政と住民が一体となりごみの減量化・資源化に取り組み循環型社会への転換をはかるため、ごみ処理にかかる費用の一部を排出者である住民の皆様にご負担としていただく制度を平成30年4月1日から開始しました。

ごみ処理手数料

ごみの種類			手数料額 (販売価格)	容量	1枚当たりの 価格	
一般 廃棄物	生活系	燃えるごみ 燃えないごみ	指定ごみ袋(大)20枚入り	900円	45L	45円
			指定ごみ袋(中)20枚入り	700円	35L	35円
			指定ごみ袋(小)20枚入り	300円	15L	15円
	粗大ごみ	粗大ごみシール 1枚	500円	重さ50kg程度以上のものは、収集できません。		
	持込	50kgまで毎に	200円			
	事業系	持込	50kgまで毎に	300円		
産業廃棄物	持込	50kgまで毎に	500円			